

鞆の浦学園いじめの防止等に係る基本方針

福山市立鞆の浦学園

1 「鞆の浦学園いじめの防止等に係る基本方針」の策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校においても「いじめは、どの児童生徒にも、起こりうるものである。」との認識に立ち、「いじめを許さない集団づくりの推進」や「授業等の学校の諸活動において、自己肯定感を高め、自己指導能力を育成する取組」を通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、自分の夢を持ち、その夢の実現に向けて様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校、保護者、地域が協働して取り組むことが重要である。さらには、児童生徒の主体的な活動を積極的に推進していくことも必要である。

このため、本校では、いじめの問題の克服・根絶に向け、いじめ防止対策推進法に基づき、本校の現状を踏まえ、「鞆の浦学園いじめの防止等に係る基本方針」を策定し、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応などを定めるとともに推進する。

2 いじめの定義等

この基本方針における「いじめ」について、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、児童生徒を意味する。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校の「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

いじめは、周りの者には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組む必要がある。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」参照

これらの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した適切な対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

「いじめ」は，本校においても「どの児童生徒にも，起こりうるもの」である。いじめの問題に取り組むにあたっては，本校の児童生徒実態や生徒指導上の課題について確認し，組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築する必要がある。そのため，本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図り，次に示す視点を中心として取組を推進する。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは，人間として絶対に許されない行為であり，児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし，生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア 「いじめは絶対に許さない」との毅然とした態度で，いじめられている児童生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないように，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめの問題への対応は，教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり，児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や，児童生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめの問題への対応は，学校における最重要課題の一つであり，一人の教職員が抱え込むことなく，学校が一丸となって対応する。

ウ 小規模校での固定化された人間関係の課題により、いじめが生じやすい状況が考えられる。小中一貫教育の取組においても、9年間を見据えた密な情報共有と段階的な指導を行うことで、集団の質を高め、いじめの未然防止を図る。

エ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを認知した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について健康安全・生徒指導部等と連携を図りながら、その円滑な実施に向けて統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめの防止等に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・周知
- (7) いじめを認知した場合の対応マニュアルの徹底
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 福山市教育委員会との連携のもとでの心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条を踏まえ、次の通り定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※児童等とは、児童生徒を意味する。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び福山西警察署等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係児童生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直し

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る取組の振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、1年間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。